

議員提出議案第11号

東京都の大気汚染医療費助成制度の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年3月27日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
22番	佐藤ゆうだい	23番	米山真吾
30番	三小田准一	31番	中村しんご
32番	斉藤初夫	33番	牛山正
34番	荒井彰一	35番	丸山銀一
36番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

東京都の大気汚染医療費助成制度の継続を求める意見書

東京都の大気汚染医療費助成制度は、東京大気汚染訴訟の和解に基づき、被告である国、東京都、自動車メーカー7社及び首都高速道路株式会社が資金を拠出して行っている制度であり、平成20年8月からは年齢制限をなくした上、助成を行っている。

葛飾区内の認定者は、昨年11月時点で2,542人おり、東京都全体では9万人に上るぜんそく患者が医療費の心配なく治療を受けている。

また、この制度は裁判の和解条項で5年後に見直すこととなっているが、すでに平成25年度末まで制度が継続することになっている。

このような中、患者の多くが引き続き無料化制度の継続を求めている。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項の実施を強く求めるものである。

記

- 1 国、自動車メーカー及び首都高速道路株式会社に対し、平成26年度以降の制度継続に必要な財源を拠出するよう働きかけること
- 2 国に対し、大気汚染公害患者に対する医療費救済制度を創設するとともに、道路沿いなど汚染の激しい地域に保障制度を創設するよう、働きかけること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。